1. 計画作成の背景と目的

近江八幡市は、琵琶湖畔及び内湖周辺に広がる豊かな水と土壌の恵みを受け、古くから農業を中心に栄え、中世以降は陸上と湖上の交通の要衝という地の利を得て、多くの城が築かれました。

織田信長は安土城を築城し、この地を拠点に天下統一にまい進しました。織田信長の改革精神により開かれた楽市楽座は、豊臣秀次の自由商業都市思想に引き継がれ、八幡山城の築城とともに整備された八幡堀を擁する城下町は、その後の八幡商人の活躍の舞台として、今もなお整然とした碁盤目状の美しい町並みが残され、加えて、本市の近代化に大きく貢献したヴォーリズの残した近代建築群がアクセントとなり、個性的で魅力ある景観を形作っています。

さらには、日本で唯一の淡水湖に浮かぶ人が暮らす島である沖島、そしてラムサール条約の 登録湿地である西の湖、国の重要文化的景観選定第1号となった近江八幡の水郷など、唯一無 二の環境を有し、人々の生活や生業の様相が文化的景観として古くから展開しています。

このような歴史的・文化的背景から、市域には、各時代・地域を代表する多様で豊かな歴史 文化が残され、それらを体現する資産(=歴史文化資産)が数多く点在しています。私たちが 現在、触れ、親しみ、学ぶことができるこれらの歴史文化は、はじめからそこに存在していた ものではなく、古来、地域の人々の暮らしや営みと密接に関わりながら、連綿と受け継がれて きたものであり、その本質的な価値を理解し、共有して後世に伝えていくことは、現在の私た ちが担うべき重要な役割といえます。

しかしながら、全国的に人口減少、少子高齢化の進行が深刻化するなか、本市においても、 地域の伝統的な慣習等の担い手の減少や、それに伴う歴史文化への関心の低下、コミュニティ の希薄化、また、歴史文化資産の滅失や散逸など、これまで地域で伝え継がれてきた歴史文化 の保存継承が困難となりつつあります。

さらに、近年頻発する大規模な自然災害や、日々起こり得る火災や盗難などによる歴史文化 資産の被害が全国的に深刻化しており、今後の保存継承に大きな影響が生じる恐れがあります。 一方で、まちづくりや地域活性化、観光振興の観点から、歴史文化資産を単体の資源として ではなく、その周辺環境も含め、様々な分野が連携を図りながら総合的な保存や活用に取り組 んでいこうとする方向性が広まりつつあり、歴史文化に対する期待や役割は増大しています。

近江八幡市第1次総合計画(平成31年(2019)3月策定)においては、将来のまちの姿『人がつながり 未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」』の実現に向けた基本目標の一つとして「豊かな自然、歴史、文化を守り・活かし、未来に引き継ぎます」を掲げ、歴史文化や歴史文化資産をとりまく社会経済環境の変化に対応し、これからの時代にふさわしい保存と活用のあり方を定め、実践していくことが求められます。そのため、市民・地域・行政などの多様な主体のもと、本市の歴史文化資産の総合的、計画的な保存・活用を推進していくための指針かつ行動計画として、近江八幡市文化財保存活用地域計画を作成するものです。

2. 計画の位置付け

(1) 文化財保護法での位置付け

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法(昭和25年法律第214号、最終改正令和2年法律第41号)(以下、法)第183条の3に基づき、「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」として作成するものです。

この計画は、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン及びアクション・プランとして、法第183条の3第2項各号に示す以下の事項等について定めます。

文化財保存活用地域計画の記載事項

(第1号関係) 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針

(第2号関係) 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が 講ずる措置の内容

(第3号関係) 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

(第4号関係) 計画期間

(第5号関係) その他文部科学省令で定める事項

・文化財の保存・活用の推進体制等

※その他、地域の実情を踏まえ、必要に応じて、次に掲げる内容を定めることができる。

- ・関連文化財群に関する事項
- ・文化財保存活用区域に関する事項
- ・地域計画の認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容 等

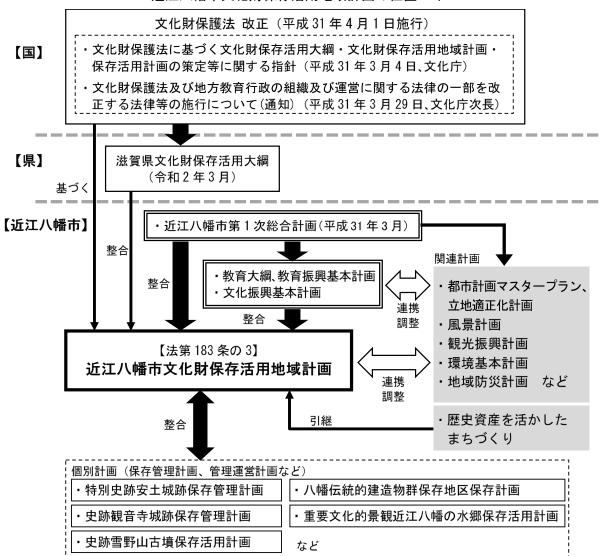
出典:「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(平成31年(2019)3月4日、文化庁)より作成

(2) 近江八幡市での位置付け

近江八幡市文化財保存活用地域計画(以下、本計画)は、法第183条の3の規定に基づき、国の通知(「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)」)並びに国の指針(「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」)に示すマスタープラン及びアクション・プランとして、「滋賀県文化財保存活用大綱」及び本市まちづくりの最上位計画である「近江八幡市第1次総合計画」、教育文化分野の上位計画となる「近江八幡市教育大綱」、「近江八幡市教育振興基本計画」、「近江八幡市文化振興基本計画」と整合を図りつつ、文化財保存管理計画等の個別計画の上位計画として作成します。

あわせて、市の各部署が策定等した各種まちづくりや景観保全、観光振興、産業振興、教育、防災等の歴史文化の保存・活用に関わる個別計画等との連携・調整を図ります。なお、関連計画のひとつである「歴史資産を活かしたまちづくり」(平成25年(2013)3月策定)について、その内容等及び位置付けは、本計画に引き継ぐものとします。

近江八幡市文化財保存活用地域計画の位置づけ



1)上位計画

① 近江八幡市第1次総合計画

<平成31年(2019)3月策定、計画期間:平成31年度(2019)~令和10年度(2028)> 近江八幡市のまちづくりの指針となる最上位計画です。これまでのまちづくりの進捗状況、 人口減少・少子高齢化といった課題を踏まえ、地域の特徴を活かした、これからのまちづく りを展望し、目指すべき将来像の実現に向けた取組を推進するものです。

将来のまちの姿「人がつながり 未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」」を実現する基本目標の一つとして「豊かな自然、歴史、文化を守り・活かし、未来に引き継ぎます」を掲げ、同目標のもと、歴史文化関連施策として「歴史文化の保全と活用」に取り組みます。

② 近江八幡市教育大綱

<平成 27 年 (2015) 10 月策定、平成 30 年 (2018) 4 月改正、

計画期間:平成30年度(2018)~令和3年度(2021)>

近江八幡市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標及び方針となる教育大綱では、基本理念を「「子ども」が輝き「人」が学び合いふるさとに愛着と誇りをもち 躍動する 元気なまち 近江八幡」とし、歴史文化関連の目標として「近江八幡の自然・歴史・文化を大切にする心を養い、文化遺産の保存・活用・継承を図ります」及び「地域活動や伝統文化に親しむ機会を充実し、郷土愛が醸成できる環境づくりに努めます」を掲げます。

③ 近江八幡市教育振興基本計画

< 後期 平成 29 年 (2017) 5 月策定、計画期間: 平成 29 年度 (2017) ~ 令和 3 年度 (2021) > 教育振興基本計画(後期) は、教育大綱を具現化するための 5 年間の取組として策定しました。

歴史文化関連施策として、教育大綱の目標「文化遺産の保存・活用・継承」に対応する施策については、「歴史・文化を通して、ふるさとへの愛着と誇りを育てる学習講座の推進」「地域の自然や歴史に触れる機会の充実」「歴史や文化を大切にした文化財の保存・継承」を掲げ、また、目標「郷土愛が醸成できる環境づくり」に対応する施策については、「地域の文化を継承する人材による学校支援の積極的展開」「市民が主体となった文化遺産の保存・活用の推進」「ふるさとに愛着や誇りをもつ子どもを育てるふるさと教育の推進」「地域の伝統文化に親しむ活動の推進」を掲げます。

④ 近江八幡市文化振興基本計画

<平成 28 年 (2016) 3 月策定、計画期間:平成 28 年度 (2016) ~令和 7 年度 (2025) >

近江八幡市の有する多様な文化資源を活かして豊かな文化的都市景観を形成しながら、歴史的文化遺産を守り、地域産業の振興や文化活動の担い手の育成に資する、文化施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針として策定しました。

基本目標の一つとして「歴史的文化遺産の保存と継承」を示すとともに、歴史文化関連施策として、「歴史、文化と調和のとれたまちづくり」「地域文化の継承と発展」「伝統文化の保存と継承」「文化財の保存と活用」等のほか、観光振興への活用として「地域資源を活かした産業や観光の振興」等を掲げます。

2) 主な関連計画

① 近江八幡市都市計画マスタープラン

<平成 24 年 (2012) 3 月策定、令和 3 年 (2021) 改定予定、

計画期間:令和3年度(2021)~令和22年度(2040)>

都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、長期的な視点に立った土地利用や市街地形成の将来像を示し、その実現に向けた都市整備の方針等を定めます。

今後の目指すべきまちづくりの目標の一つとして、「美しく活力ある郷土を引き継ぐまちづくり」を掲げ、地域資源の継承と発展を図るとともに、田園環境における「集落環境の維持・改善と伝統文化の保存・継承」並びに八幡堀及びその周辺や安土山麓の旧城下町を歴史市街地地区として「歴史伝統がいざなう活力あふれた市街地景観の形成」を図ります。

② 近江八幡市立地適正化計画

< 令和 3 年 (2021) 策定予定、計画期間: 令和 3 年度 (2021) ~ 令和 22 年度 (2040) >

都市再生特別措置法第81条第1項に規定する「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として、都市計画マスタープランとの調和を保ちつつ、居住及び市民生活を支える医療・福祉、商業等の機能の立地の適正化に係る取組を総合的、一体的に推進するための指針として策定しました。

本市が目指す「ネットワーク型コンパクトシティ」として、自然や歴史的・文化的背景のもと形成されてきた都市の成り立ちを基盤に、地域特性を踏まえた居住及び都市機能の集積を進めるとともに、そうした核となる区域を公共交通ネットワークで連携させることで、各地域が活力を持って持続できる日常生活圏の構築を目指します。

③ 近江八幡市風景計画

<平成17年(2005)水郷風景計画策定、平成28年(2016)最終改定、計画期間を定めず>「近江八幡市風景づくり条例」に基づき、風景づくりを総合的かつ計画的に推進するため、景観法第8条第1項に規定する「景観計画」として、良好な風景づくりの方向性を示すものであり、特徴ある地域ごとに取り組む風景づくりの指針として策定しました。

本市の個性的でかつ一体的な風景づくりの取組を推進するため、市内全域を対象とする「全市計画」と、7つの風景ゾーンを踏まえて段階的に策定する「地域別計画」で構成されています。(※詳細は 第1章 1. (9) 景観 を参照)

④ 近江八幡市観光振興計画

<平成25年(2013)3月策定、計画期間を定めず>

本市の観光振興施策の基本方針等を定め、個性ある観光都市づくり実現のための計画として策定しました。

本市の観光振興の理念として「豊かな自然、歴史文化資産を活かしたまちづくり観光の推進」を掲げ、歴史文化に関する施策展開として「地域の自然・歴史文化の伝承と創造」に向けた「①歴史・文化保全と活用」「②地域の歴史・文化の伝承と創造」「③季節を感じる行事・祭事の活性化」等を位置づけます。

⑤ 歴史資産を活かしたまちづくり

<平成25年(2013)3月策定、計画期間を定めず>

合併後の新近江八幡市における歴史資産のありようを把握し、今後の活用等のあり方について近江八幡市歴史資産活用検討委員会報告(提言)として取りまとめました。

具体的施策として、本市の歴史資産を代表する地域である「城と城下町」(観音寺城と石寺、安土城と城下町、八幡山城と城下町)、「水郷地域」(西の湖と周辺)及び「街道沿道」(中山道・朝鮮人街道・八風街道)を重点地域と設定し、それぞれの地域の文化財と周辺環境の特性を活かしながら、総合的な保存・活用を図ることを提言します。

なお、本計画の作成に伴い、その内容等及び位置付けについて、本計画に引き継ぐものと します。

⑥ 近江八幡市環境基本計画

<平成 24 年 (2012) 3 月策定、計画期間:平成 24 年度 (2012) ~令和 3 年度 (2021) >

「近江八幡市環境基本条例」に基づく「良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画」(マスタープラン)として策定しました。

望ましい将来像「~自然との共生、歴史と文化を次世代につなぐ~近江八幡市持続可能な「水・緑・くらし」」を実現するための基本方針の一つとして、「生物多様性に配慮して近江八幡市の優れた自然を守りましょう」を掲げ、西の湖等における地域の生物多様性の保全とともに、農地や点在する里山等の二次的な自然環境の保全・再生に取り組みます。

あわせて、基本方針「全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み地域活性化に活かしましょう」を掲げ、八幡堀や安土城跡・西の湖周辺等の歴史的・文化的景観等の保全・再生及び 近江八幡の水郷等の環境特性を活かした地域活性化の推進に取り組みます。

⑦ 近江八幡市地域防災計画

<令和2年(2020)3月改訂、計画期間を定めず>

災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的に、災害に係わる事務または業務に関する総合的かつ計画的な対策を定めた計画として、近江八幡市防災会議が作成しました。

文化財の防災対策として、指定文化財の防災施設の設置・点検等の推進、文化財パトロール等による災害予防の指導など、災害予防に重点をおく対策を講じるものとしています。

また、伝統的建造物群保存地区の防災対策として、伝統的建造物の耐震診断や耐震補強方法の研究などのハード面、保存地区を含む面的な防災計画の策定や自主防災組織の強化などのソフト面の両面から安全性を確保する方策の必要性を示しています。

3. 計画期間

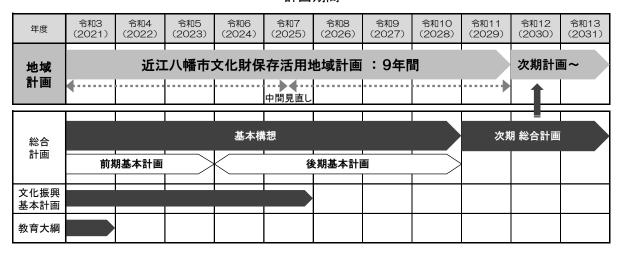
本計画の計画期間は、令和3年度(2021)から令和11年度(2029)までの9年間とします。

本市の市政運営の最上位計画となる『近江八幡市第1次総合計画』の改定を見通し、次期総合計画との整合を図るとともに、文化振興並びに教育分野の上位計画となる『文化振興基本計画』『教育大綱』における計画期間との整合性及び他の関連計画の計画期間や地域の実情等を踏まえつつ設定します。

なお計画期間中において、文化財を取り巻く社会的な要因の変化や調査・整備等の進展、財政状況、また、計画に記載した措置等の取組の進捗状況等を踏まえ、計画内容あるいは期間等について中間見直しを実施するものとします。

見直しの結果、計画期間の変更、市域内に存する文化財の保存に影響を与えるおそれのある 変更及び地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更を行う場合は、計画(変更)につい て文化庁に申請し認定を受けるものとします。また、それ以外の軽微な変更を行った場合は、 当該変更の内容について滋賀県を経由して文化庁に報告を行います。

計画期間



4. 計画の進捗管理と自己評価の方法

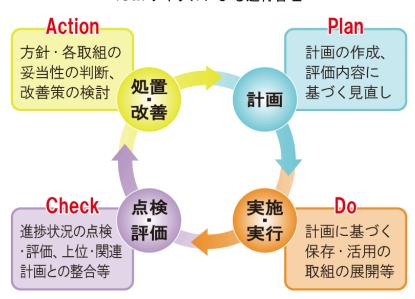
本計画の実効性を高めるため、「近江八幡市文化財保存活用地域計画連絡協議会」(以下、連絡協議会)における定期的なフォローアップを中心として、短期(年次評価)・中期(中間評価)・長期(総括)のPDCAサイクルマネジメント(「Plan(計画)」「Do(実施・実行)」「Check(点検・評価)」「Action(処置・改善)」を通じて継続的に改善する手法)による進捗管理を行い、円滑かつ着実な取組の実施を推進していきます。

短期サイクルでの進捗管理として、市文化観光課が中心となり、当該年次に行う各事業について目標値等を定めて自己評価を行うためのチェックシート等を作成し、定例の連絡協議会にかけることで点検・評価を行います。評価結果に基づき、翌年における取組方法等の見直しや改善を図ります。

中期サイクルは、計画期間の中間年(令和7年(2025))において、連絡協議会を中心にそれまでの期間に実施した取組の進捗確認及び中間自己評価を行います。評価結果を踏まえて、今後の取組等に必要な更新・修正を加えるなど計画の中間見直しを行います。

長期サイクルは、計画期間の最終年の総括として、連絡協議会において期間中の全ての取組について進捗確認及び最終自己評価を行い、次期計画の立案・作成に取り組みます。

なお、評価指標の設定にあたっては、成果を客観的に表す定量的な指標とともに、歴史文化に関する専門的な内容や社会・教育的な影響なども考慮する必要から定性的な指標についても 検討し、収集可能かつ各取組に応じた適切な指標を採択していくこととします。



PDCA サイクルによる進行管理

5. 近江八幡市の「文化財」と「歴史文化資産」

文化財保護法において、「文化財」は、有形文化財(建造物・美術工芸品)、無形文化財(演劇、音楽、工芸技術等)、民俗文化財(有形の民俗文化財・無形の民俗文化財)、記念物(遺跡・名勝地・動物、植物、地質鉱物)、文化的景観(棚田、里山、用水路等)、伝統的建造物群(宿場町、城下町、農漁村等)の6つの類型及び文化財の保存技術、埋蔵文化財に区分されます。

これらのうち、重要なものは指定、選択、選定、登録することにより保護の措置が図られてきました。(以下、指定等文化財)

一方で、本市には、地域に今日伝わる歴史や伝統、文化について、その価値が明らかでないなどの理由から、これまで保存や活用の対象として扱われ難かった、いわゆる「未指定文化財」も多く存在します。また、文化財類型には当てはまらない伝承や特産品、産業、食文化などについても、人々の暮らしと深く関わることで、「近江八幡らしさ」を形成する重要な要素となっています。

そのため、本計画では、これら指定、未指定に関わらず、人々の長い営みの中で生み出され、信仰や生活、風土とともに育まれ、今日まで守り伝えられてきた有形無形の文化的所産(人類の営みの結果として生み出された物や精神)を、近江八幡市の「歴史文化資産」(=地域の宝)と位置づけ、計画の対象とします。

これら資産は、単体としての価値のみならず、相互の関係や、自然環境や社会的環境など周辺環境との結びつきに着目し、それらの総体として、近江八幡市の歴史文化が形成されるものと考えます。

文化財と歴史文化資産の関係性

近江八幡市の歴史文化



1. 地理的•自然的環境

(1)位置

近江八幡市は、滋賀県琵琶湖の東岸、湖東平野の中央部に位置し、西南部を野洲市、南部 を蒲生郡竜王町、東部を東近江市にそれぞれ接しています。

市域は、東西 17.0 km、南北 20.8 km、面積は 177.39km² (琵琶湖水面を含む) となり、滋賀県全体面積推計値 (4,017.36km²) の 4.4%を占めています。

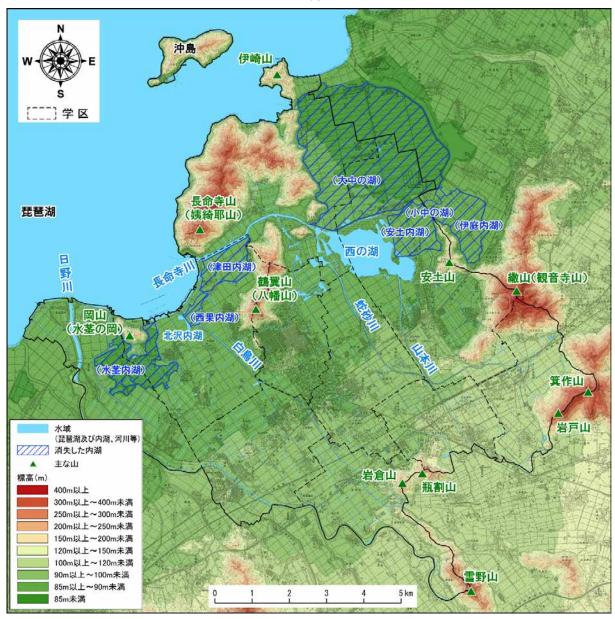
近江八幡市の位置 100km 福井県 岐阜県 京都府 近江八幡市 奈良県 和歌山県 至敦賀 北陸自動車道 岐阜県 近江塩津 福井県 至名古屋・ 竹生島 米原口 米原JCT 彦根 琵琶湖 京都府 彦根IC 近江八幡市 名神高速道路 琵琶湖大橋 八日市IC 一 蒲生SIC 竜王IC IR琵琶湖線 三重県 国道1号 至京都・大阪 ノ京滋 バイパス 新名神 高速道路

(2)地勢

市域の北は琵琶湖に面し、琵琶湖最大の島である沖島を北端に、湖岸から「長命寺山(姨 綺 耶 山)・鶴 翼 山 (八幡山) の山地が続きます。その南には、農地と市街地が広がる平野部を囲むように、南に 瓶 割山・雪野山、西に岡山(水茎の岡)、東に 安土山・ 繖山 (観音寺山)・箕作山 などの標高 200mから 400mの山々が連なります。また、市内を流れる河川として、中央部に 白鳥 川、西に日野川、東に 蛇 砂川・長命寺川・山本川などが貫流し、それぞれ琵琶湖に流入しています。

市域の多くは鈴鹿山脈西麓から琵琶湖へ流下する河川によって形成された三角州となっており、その平坦な地形に田園地帯が広がっています。湖岸部には、かつて大小さまざまな内湖がありましたが、その多くは干拓により農地となっており、現在は小中の湖の一部であった西の湖及び市西部の北沢内湖が残されています。

地勢



■内湖

内湖は、日本最大の湖であり、世界有数の古代湖でもある琵琶湖湖岸の内(陸)側に生じた水面です。 池、沼、沢等と呼ばれているものの総称で、本来琵琶湖の一部であった水域が沿岸漂砂や河川から運ばれた土砂の堆積等により、水路等の一部分以外が琵琶湖と隔てられることで形成されました。

琵琶湖周辺には、明治から昭和初期にかけて 40 か 所あまりの内湖が確認されていましたが、主に戦前から昭和 40 年代にかけて食糧増産を目的に行われた干 拓事業により、その面積の約 85%が消失したとされて います。本市には、かつて大小 10 近くの内湖が存在 していました。特に内湖最大の規模を誇った大中の湖 及びその南の小中の湖(安土内湖、伊庭内湖)一帯は、 安土山や繖山、箕作山など内湖を取り囲む独立山塊の 山々が河川からの土砂の堆積を阻んだことで、これほ どの規模の内湖が形成されたものと考えられます。

内湖と人との歴史は古く、漁場・舟付き場として

琵琶湖周辺の主な内湖



資料:「内湖再生全体ビジョン」(平成25年(2013)3月、滋賀県)に加筆

の原初的な利用は縄文時代や弥生時代までさかのぼります。内湖は琵琶湖と比べ波が穏やかなため、魚類の産卵環境として適した浅瀬やヨシ帯などが多く、コイ科魚類を中心とした在来魚が産卵に遡上するなど、漁業の場としても適した環境であることから、内湖の周辺に次第に人々が定住し、集落が現れるようになりました。大中の湖南遺跡をはじめ、本市にはこれら集落跡遺構が多数発見されています。中世から近世には、安土城など内湖を巧みに利用した城が築かれるとともに、湊を通じて人や物が往来する湖上交通の要衝としても利用されてきました。また、内湖と生活が密接に関わることで、フナズシやヨシ製品などの伝統的な生活文化、産業が育まれてきました。

内湖の干拓事業は、昭和22年(1947)小中の湖、昭和27年(1952)水茎内湖に続き、昭和42年(1967)大中の湖、昭和46年(1971)津田内湖をそれぞれ干陸化し、おおむね現在の姿となりました。大中干拓地をはじめとするこれら干拓地は現在、当時の入植者の2世、3世が中心となり地域の農業を牽引しており、県内屈指の活力ある農業地帯を形成しています。

本市に残る内湖は西の湖(北の庄沢を含む)及び北沢内湖(北沢沼)の2か所となります。西の湖は他と比べて水深が深く干拓化されなかったことから、現存する最大規模の内湖として、ラムサール条約の登録湿地に選ばれるとともに、重要文化的景観「近江八幡の水郷」の一部を形成するなど、自然及び歴史的・文化的に重要な資産として往時の姿そのままに水をたたえています。

かつての内湖の景観



小中の湖(安土内湖、弁天島より)と背後に広がる安土山



鶴翼山(八幡山)から望む 津田内湖

(3) 「近江八幡」・「安土」の由来

1) 近江八幡 (おうみはちまん)

近江八幡市の「八幡」という地名は、八幡山(鶴翼山)の麓にある 日幸禮 八幡宮に由来するとされます。この日幸禮八幡宮については、古くは「比幸礼 社」と記されていて、「八幡」とみえるのは中世以後のこととされ、伝承では、正暦 2 年(991)に一条天皇の勅願により、法華峰(八幡山)に社を建て、宇佐八幡宮を勧請して八幡神を祀ったとされています。

近世に入り、この八幡という名称は、天正13年(1585)に豊臣秀次が八幡山に築いた「八幡山城」や城下に下した「八幡山下町中提書」や、その後活躍した「八幡商人」などの呼称でも明らかなように、歴史上にその名を残しています。

「近江八幡」の呼称は「近江の八幡」を意味します。この「近江八幡」と呼ばれるようになった時期や理由は定かではありませんが、明治22年(1889)開業の国鉄「八幡駅」は、大正8年(1919)に「近江八幡駅」に改称されており、また、昭和29年(1954)3月31日の市制施行時には、国鉄駅のほか税務署、郵便局、電報電話局などの官公署が既に「近江八幡」の名称を使用しています。さらには、近江商人発祥の地として古くから「近江八幡」の名前が全国に馴染まれていたことから、昭和の大合併の時の合併促進協議会においても満場一致で選定された「近江八幡市」と呼称されるようになったといわれています。

2) 安土(あづち)

安土という地名については、従来『細川家記』の「天正4年(注:1576)正月、信長江州目賀田を安土と改む」という記載から、信長が、中国の古典をもとに名付けたのではないかと考えられてきました。『信長公記』において、「安土」の呼称が使用されるのは、元亀元年の条以外は、すべて天正4年の築城以降であり、天正4年正月以前は「常楽寺」と記され、明らかに使い分けられています。このことは、「安土」の呼称が天正4年正月中旬に築城を開始するにあたり命名されたことを物語るものといえます。

しかしながら、この一帯には、安土城築城以前に「安土」の名称が記されているものが伝えられています。安土山西麓の石部神社の『祝文』は弘長元年(1261)及び文明 2 年(1470)の奥書があり、その冒頭に「吾地我峯宇神留坐…」の記述がみられるほか、 大乗院文書『豊浦郷庄検注目銀(正和 2 年(注:1313)11 月 日)』において「安土寺」の記述が残されています。このことから、信長が安土城と名付けた理由について、もともとこの山が「安土山」と呼ばれていたためと考えられます。

この山が「あづち」と呼ばれていたことについて、一説には、佐々木六角氏が観音寺山に居城を構えていた頃、この山に弓の練習場があったためといわれています。弓の練習をする時に、その標的を置く土盛りを「垜(あずち)」と呼んでいました。また、一説には、この山の形姿が、垜のように3つのコブからなっているためともいわれています。さらには、あづちを「あずみ」の「転訛と考える説もあります。あずみ(安曇あるいは安積など)は、漁業や航海に優れ、時には製塩なども行ったとされる海神族のことで、かつては琵琶湖最大の内湖を抱え、漁港や貿易港として栄えたこの地に海神族が居住していたことは十分考えられます。これらの説について、現在のところ、あずみ転訛説が有力であるといわれています。しか

し、「あど」・「あと」と呼んでいたのを「あづち」と呼びかえた可能性もあるなど、地名の由

来について明確に示すものは現在のところ見つかっていません。

(4) 市の変遷

1) 旧近江八幡市

旧近江八幡市の前身として、明治5年(1872)滋賀県誕生とともに八幡町が生まれ、明治22年(1889)4月の町村制施行により、旧近江八幡市域に相当する蒲生郡八幡町、同郡宇津呂村、同郡島村、同郡岡山村、同郡金田村、同郡桐原村、同郡馬淵村、同郡武佐村及び野洲郡北里村の1町8村が成立しました。その後、昭和8年(1933)に八幡町が宇津呂村を、昭和26年(1951)には島村をそれぞれ編入しました。

昭和28年(1953)10月に施行された町村合併促進法によるいわゆる「昭和の大合併」において、近江八幡市は三段階の合併を行いました。第一段階は、昭和29年(1954)3月に八幡町、岡山村、金田村、桐原村、馬淵村の1町4村による合併を行い、町村合併促進法下による県下第1号の新市として「近江八幡市」が誕生しました。次いで、第二段階として昭和30年(1955)3月に北里村を編入し、第三段階として昭和33年(1958)2月に武佐村を編入し、当時の近江八幡市の市域が確定しました。

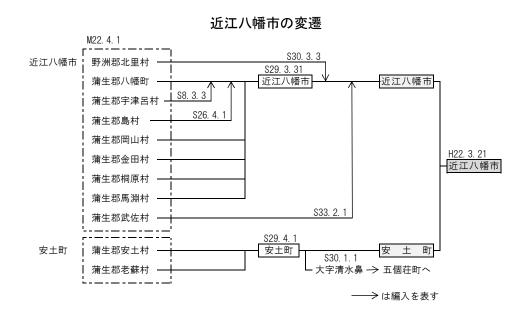
2) 旧安土町

滋賀県誕生後、明治22年(1889)の町村制施行により北部の常楽寺ほか9か村が蒲生郡安 土村に、南部の東老蘇ほか4か村が蒲生郡老蘇村になりました。以後、この2か村は明治、 大正、昭和の65年間にわたり地方行政単位としての使命を果たしました。

その後、いわゆる「昭和の大合併」において、昭和29年(1954)4月に安土村と老蘇村が 合併し、安土町が誕生しました。その後、昭和30年(1955)1月に清水鼻が安土町から分離 して神崎郡五個荘町と廃置分合したことにより、当時の安土町の町域が確定しました。

3) 近江八幡市

平成7年(1995)に成立した地方分権一括法が実質的に施行される平成12年(2000)4月から、いわゆる「平成の大合併」として、市町村合併に向けた動きが日本全国で活発化していきました。近江八幡市や安土町周辺でも合併を模索する動きが始まり、合併協議会をはじめとした様々な議論の後、平成21年(2009)5月の合併協定調印を経て、平成22年(2010)3月21日、旧近江八幡市と旧安土町の1市1町が合併し、現在の近江八幡市が誕生しました。



14

(5) 学区区分

本市の学区は、旧町村の範囲を中心とした10学区に区分されます。

それぞれの学区では、住民自治を積極的に進めて、行政とも協働しながら将来を見据えて、 学区の特性、個性を活かしたまちづくりを計画的に進めるための仕組みとして「学区まちづくり協議会」を設置し、住民自らが地域の伝統や文化を継承するなど、地域の抱える課題解決と住みよい地域づくりの取組を進めています。

学区



■学区まちづくり協議会の取組

本市では、住民自らが地域の伝統や文化を継承するなど学区の目標を立ててまちづくりを進めたり、住民自治を積極的に進めて、行政とも協働しながら将来を見据えて、学区の特性、個性を活かしたまちづくりを計画的に進めたりするための仕組みとして「学区まちづくり協議会」があり、条例及びそれに基づく近江八幡市学区まちづくり協議会に関する規則で規定しています。

学区まちづくり協議会は、自治会を筆頭に、スポーツ振興会、文化振興会、社会福祉協議会、子ども会、老人会など、各種団体を構成員としてそれぞれが連携、協働することによりさらに相乗効果のあるまちづくりを行います。また、住民自らが自主的な活動を展開することにより、生きがいの創出や地域への愛着、誇りが深まり、住んでいて良かったと思え、活力あふれる地域の創造にもつながっていきます。

学区まちづくり協議会では、地域の実情や課題を踏まえ、その解消に向けた地域まちづくり 計画を策定し、その計画に基づく事業を展開することにより、地域の抱える課題解決と住みよ い地域づくりの実現を目指します。

学区まちづくり協議会(令和2年(2020)4月1日現在)

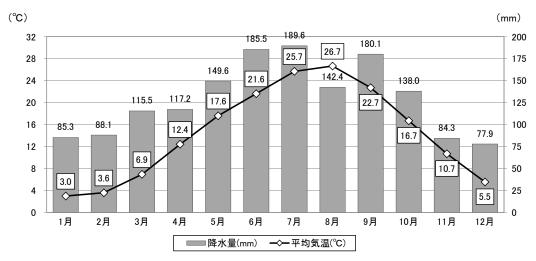
学区	名称	まちづくりのテーマ等	推進体制(部会等)
八幡	八幡学区 まちづくり協議会	みんなでつくろう ふれあい ひびきあう 八幡学区	安全安心部会、福祉部会、環境部会、子ども 育成部会、スポーツ部会、 <u>文化部会</u> 、人権部 会、総務部会
島	島学区 まちづくり協議会	自然・心・夢を育む まちづくり	健やかスポーツ部会、文化教養部会、青少年 育成部会、生きがい福祉部会、暮らし安全部 会、水の郷環境部会
	沖島学区 まちづくり協議会	おもい。まもる。つなぐ。	<u>暮らし安全部会、健やか体育・文化教養部会</u> 、健康福祉のまちづくり部会、環境まちづくり 部会、ふるさと文化育成部会、観光と生活の 事業部会
岡山	岡山学区 まちづくり協議会	歴史と緑に包まれた環境の 学区づくり(環境・郷づくり 部会)	健康福祉部会、人権交流部会、防災安全部会、 環境・郷づくり部会、生涯学習部会、人材育 成部会
金田	金田学区まちづくり協議会	手をつなぎ 創ろう いいまち いい金田	地域安全部会、子ども育成部会、ふれあい福 祉部会、いきいき生涯部会、健康スポーツ部 会
桐原	桐原学区 協働まちづくり 協議会	歴史と自然にかこまれたや すらぎのある社会づくり (地域環境部会)	総務広報部会、生涯学習部会、生涯スポーツ 部会、健康福祉部会、人権推進部会、人材育 成部会、 <u>地域環境部会</u> 、防災安全部会
馬淵	馬淵学区 まちづくり協議会	馬淵はひとつ	福祉推進部会、人権交流部会、安全安心部会、 地域環境部会、 <u>生涯学習部会</u> 、スポーツ推進 部会、青少年育成部会
北里	北里学区 まちづくり協議会	文化の香り豊かな 福祉のまち喜多郷土	安全・安心部会、健康部会、福祉部会、環境 部会、子どものみらい部会、人権部会、地域 振興部会
武佐	武佐学区 まちづくり協議会	みんなのまち 夢作り ま ちづくり	安全安心部会、健康福祉部会、環境部会、青 少年育成部会、 <u>文化部会</u> 、スポーツ協会、人 権尊重のまちづくり推進協議会
安土	安土学区 まちづくり協議会	安土創発 歴史と文化のま ちづくり	地域振興部会、健康・スポーツ部会、 <u>文化・</u> 生涯学習部会、人権・福祉部会、青少年育成 部会、安心・安全部会、地域振興部会
老蘇	老蘇学区 まちづくり協議会	地域に『つながり』と 『出会い』を	生活安全・環境部会、地域福祉部会、スポーツ部会、生涯学習部会、子ども育成部会、地域振興部会、人権尊重のまちづくり部会

注:下線 地域の歴史文化、郷土学習等の取組を推進している組織

資料:市資料、学区まちづくり協議会資料

(6) 気候

本市は、瀬戸内型の気候区の東端に位置しており、過去 30 年間(1990~2019 年)の平均値をみると、月平均気温 14.4 $^{\circ}$ 、年間降水量 1,553mm となっています。月ごとの変動は、1月の 3.0 $^{\circ}$ から 8 月の 26.7 $^{\circ}$ の範囲となり、比較的温暖な気候となっています。また、年間降水量は、約 1,100mm から 1,900mm 程度で推移しており、日本の平均降水量とほぼ同じとなっています。



月別降水量・気温 (1990 年~2019 年の平均値)

資料:(降水量)彦根地方気象台近江八幡地域気象観測所、 (平均気温)彦根地方気象台東近江地域気象観測所

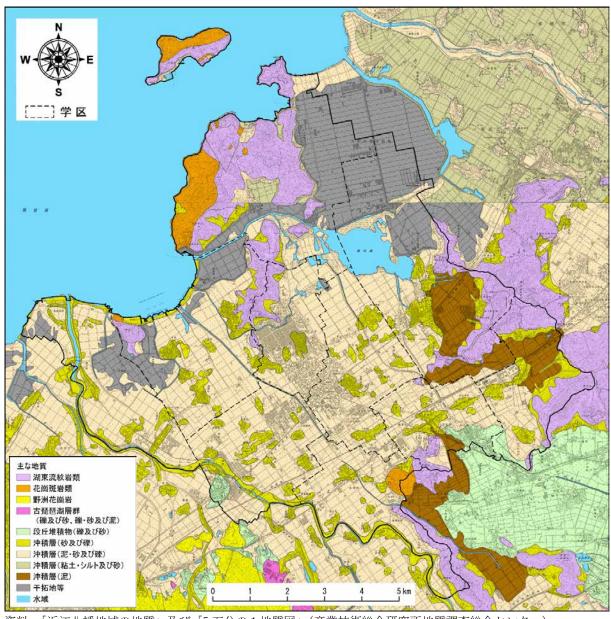
(7) 地質

本市は、中古生代の地体構造では西南日本内帯の丹波帯に、新生代の地質区では瀬戸内区東部に位置しています。

西南日本内帯の丹波帯は、海洋底起源の岩石と、泥岩・砂岩などの陸源破砕岩*1とが混合しており、湖東流紋岩類*2及び花崗斑岩類*3が残丘状山地として分布しています。また、新生代鮮新世以降の瀬戸内区の堆積物は、古琵琶湖層群*4と段丘堆積物及び沖積層に分けられます。特に、本市に広く分布する沖積層は、約18,000年前以降の堆積物であり、未固結の泥・砂・砂礫などで構成されています。

花崗斑岩が分布する市南部の岩倉山は、古くから良質の石材を産出する山として知られ、 この地を本拠とする石工が中世から近世にかけて活躍しました。また、同様に花崗斑岩が分 布する沖島では、昭和期まで石材業が行われ、石材を採取する丁場跡が今も残されています。

地質



資料:「近江八幡地域の地質」及び「5万分の1地質図」(産業技術総合研究所地質調査総合センター)

- ※1 圧力下で破砕され、構成鉱物が粒状化しほとんど再結晶作用を受けていない固結した岩石
- ※2 湖東平野に分布している流紋岩、花崗斑岩、石英斑岩、溶結凝灰岩などの総称。
- ※3 琵琶湖周辺からその南にかけて、美濃・丹波帯の中・古生層を貫いて分布している。中粒〜粗粒の黒雲母花崗岩など。
- ※4 近江、伊賀地域にあたる古琵琶湖盆地へと流れ込んだ土砂が堆積したもの。泥、砂、砂礫層からなる。

■沖島

沖島は、市の北部にあり、琵琶湖に浮かぶ最大の島であるとともに、淡水湖内で集落を形成 する島として世界でも希少な島です。

長命寺港から沖島漁港まで 6.5km、堀切漁港から沖島漁港まで 3.3km の距離にあり、標高 220m の尾山(宝来ヶ嶽)頂上の見晴らし広場からは対岸の湖東平野、沖島北側の浜からは琵琶湖北 湖や湖西に広がる比良山系を眺望することができます。

面積約 1.52km²、周囲約 6.8km の島の大部分は山地が湖岸に迫る地形で、湖から直接上陸する ことが出来ない地域が広がり、西南部の 0.1km² にも満たない狭小な平地に人家が軒を接して密 集し、その間を軒下に道がつづくという独特の集落景観を形成しています。

歴史は古く、近辺の湖底から縄文土器や土師器、和同開珎などが採集されており、伝説によ れば、島民は源氏の末裔と伝えられます。史料への登場は戦国期以降のことで、永正3年(1506) には沖島に関所が設置され、廻船警護料が徴収されており、湖上交通の拠点として機能し、織 田信長政権下においても浅井攻めに沖島の船が加わったことでも知られています。

生業は漁業を主とし、かたわらに農業を営むほか、古くは石材業が盛んでした。沖島周辺の 漁場は、明治8年(1875)に滋賀県知事から永代湖上借区として、沖島漁師のみに漁を営むこ とが許可され、その排他的漁業権は昭和26年(1951)まで続きました。代表的な漁法は、沖す くい網、エリ、刺網などで、モロコ、イサザ、アユ、エビ、コイ、ビワマス、フナ、ウナギなど を獲り、フナズシやエビ豆煮などの伝統的な湖魚料理としても食され、湖魚の漁獲高は滋賀県 内シェアの50%以上を占めています。



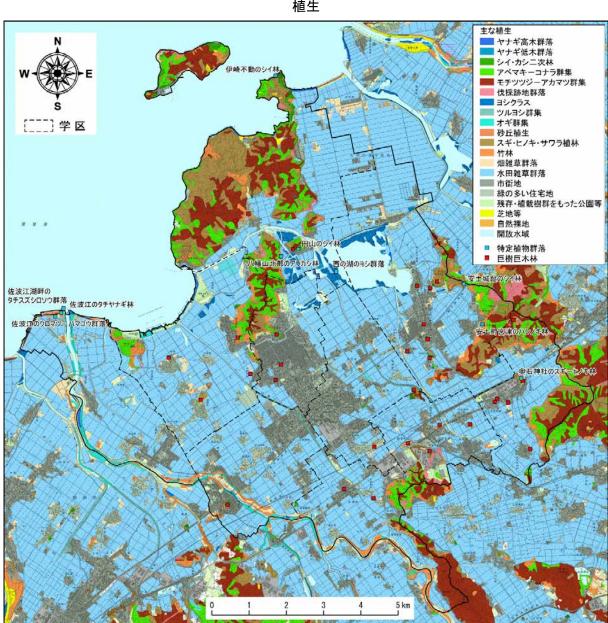
沖島

資料:「滋賀県離島振興計画」(滋賀県)、沖島離島推進協議会資料、市資料ほか

(8) 生態系

本市の植生分布をみると、長命寺山、八幡山、安土山、繖山などの山地部ではアベマキー コナラ群集やヤブツバキクラス域代償植生のモチツツジーアカマツ群集が分布し、平地部の 大部分を耕作地植生の水田雑草群落、畑雑草群落などが占めています。一方、西の湖周辺及 び琵琶湖岸には、「西の湖のヨシ群落」をはじめとするまとまったヨシの分布が見られ、「滋 賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」に基づくヨシ群落保全区域に指定されるなど、 その保全が図られています。文化庁では文化財建造物の保存に必要な資材の供給林及び研修 林として「ふるさと文化財の森」を設定しており、ヨシの供給地として西の湖の2か所(西 の湖近江八幡葭生産組合葭地及び西の湖佐々木土地葭地)が設定されています。

その他、地域の希少な植物群落として、「伊崎不動のシイ林」、「円山のシイ林」、「奥石神社 のスギーヒノキ林」、「佐波江のクロマツーハマゴウ群落」などが確認されるほか、社寺林の 巨樹巨木林などが市街地を含む市内全域にみられます。



植生

注:凡例は主な植生のみ記載しています。

資料:自然環境保全基礎調査「植生調査」「特定植物群落調査」「巨樹巨木林調査」(環境省自然環境局生物多様性センター)

■西の湖周辺の自然的特性

重要文化的景観「近江八幡の水郷」追加選定に向けた保存調査(平成 22~23 年度(2010~ 2011)) において、西の湖及び大中の湖干拓地周辺の植物相及び動物相(鳥類、両性・爬虫類、 魚類)の確認調査が行われています。

調査結果より、西の湖及び大中の湖干拓地周辺の農地の植物相として、20 科 57 種の植物種 が記録されました。このうち帰化種は23種となり、耕地整理されていない農地で在来種の比率 が高く、新しく整理された耕地ほど帰化率が高くなっています。また、水生植物については、 河川・水路の一部にナガエミクリ・コウホネ属の一種が確認され、西の湖周辺の豊富な湧水の 存在が、豊かな植物種の生育環境に寄与していることが示唆されています。

鳥類については、140種が確認されました。このうち西の湖では132種が確認されており、内 湖やその周囲を取り巻く広大なヨシ原の環境が多様な鳥類相を支えていることが明らかとなっ ています。また、大中の湖干拓地では 71 種の鳥類が確認され、農地特有の鳥類相が形成されて いることが分かりました。

両性・爬虫類については両生類3種、爬虫類2種(うち貴重種2種)が確認されましたが、 ほ場整備により冬季に水環境が減少することが種類数や個体数の減少の一因と考えられます。

魚類については39種が確認され、河川中・下流域や農業水路、湖や池など比較的流れの緩や かな水域に生息する魚類が多く確認されました。うち、貴重種として選定されるものは、アユ モドキ(国天然記念物)をはじめ25種にのぼり、湖や水路、水田など多様な水辺環境の連続性 によって豊かな生育環境が保全されていることが考えられます。

以上の調査結果から、西の湖を中心とした近江八幡市の水郷地帯は、周辺の大中の湖干拓地 や水路の農地環境を含む一帯において、多様な動植物が生息する豊かな自然環境が残されてい ることが分かります。

一方で、ほ場整備や耕地整理等による人工的な農地環境への変化が進むことで、動植物相に も変化が見られます。加えて、帰化種・外来種による在来生物への影響や、ヨシ刈りの停止や 再開に伴う動植物への影響など、人と自然の関わりの中で、自然を保全していくことが求めら れます。

西の湖周辺の貴重な動植物









スゴモロコ

資料:重要文化的景観「近江八幡の水郷」追加選定に向けた保存調査及び保存活用計画策定事業報告書 (平成31年(2019)3月、近江八幡市)